

令和5年度名古屋市国民健康保険料計算例

計算例の均等割額と所得割額の料率

内訳	均等割額	所得割額の料率
医療分	45,570円	0.0845
支援金分	14,938円	0.0274
介護分 (40歳～64歳のみ)	15,893円	0.0234

モデルケース1 (20歳の単身世帯)

世帯主(給与収入85万円(給与所得30万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：30万円(所得)－43万円<0→0円

2. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：0円(A)
- 医療分・均等割額：45,570円×1人=45,570円(B)
- 支援金分・所得割額：0円(C)
- 支援金分・均等割額：14,938円×1人=14,938円(D)
- 医療分・減額：45,570円×0.7=31,899円(E)
- 支援金分・減額：14,938円×0.7=10,457円(F)
- 均等割額の独自控除：2,000円(G)

国民健康保険料：A+B+C+D-E-F-G=16,150円(10円未満切り捨て)

モデルケース2 (68歳の単身世帯)

世帯主(年金収入160万円(年金所得50万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：50万円(所得)－43万円=7万円

2. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：7万円(基礎となる所得額)×0.0845=5,915円(A)
- 医療分・均等割額：45,570円×1人=45,570円(B)
- 支援金分・所得割額：7万円(基礎となる所得額)×0.0274=1,918円(C)
- 支援金分・均等割額：14,938円×1人=14,938円(D)
- 医療分・減額：45,570円×0.7=31,899円(E)
- 支援金分・減額：14,938円×0.7=10,457円(F)
- 均等割額の独自控除：2,000円(G)

国民健康保険料：A+B+C+D-E-F-G=23,980円(10円未満切り捨て)

モデルケース3 (51歳の単身世帯)

世帯主(給与収入360万円(給与所得244万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：244万円(所得)－43万円＝201万円

2. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：201万円(基礎となる所得額)×0.0845＝169,845円(A)
- 医療分・均等割額：45,570円×1人＝45,570円(B)
- 支援金分・所得割額：201万円(基礎となる所得額)×0.0274＝55,074円(C)
- 支援金分・均等割額：14,938円×1人＝14,938円(D)
- 介護分・所得割額：201万円(基礎となる所得額)×0.0234＝47,034円(E)
- 介護分・均等割額：15,893円×1人＝15,893円(F)

国民健康保険料：A+B+C+D+E+F＝348,350円(10円未満切り捨て)

モデルケース4(45歳世帯主・38歳配偶者)

世帯主(給与収入400万円(給与所得276万円))・障害者控除(本人)有り・扶養家族1名有り、配偶者(収入無し)・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：276万円(所得)－43万円＝233万円

2. 所得割額の独自控除の計算に用いる額

- 世帯主：障害者控除(本人)有り(92万円)＋障害者控除の対象でない扶養家族(33万円)×1人＝125万円
※配偶者は「障害者控除(本人)有り」だが、個人ごとに算出した配偶者の所得割額が0円のため、所得割額の独自控除の計算対象外

3. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：233万円(加入者全員の「基礎となる所得額」の合計額)×0.0845＝196,885円(A)
- 医療分・均等割額：45,570円×2人＝91,140円(B)
- 医療分・所得割額の独自控除：125万円(加入者全員の所得割額の独自控除の計算に用いる額の合計額)×0.0845＝105,625円(C)
- 支援金分・所得割額：233万円(加入者全員の「基礎となる所得額」の合計額)×0.0274＝63,842円(D)
- 支援金分・均等割額：14,938円×2人＝29,876円(E)
- 支援金分・所得割額の独自控除：125万円(加入者全員の所得割額の独自控除の計算に用いる額の合計額)×0.0274＝34,250円(F)
- 介護分・所得割額：233万円(40歳から64歳の加入者の「基礎となる所得額」の合計額)×0.0234＝54,522円(G)
- 介護分・均等割額：15,893円×1人(40歳から64歳の加入者)＝15,893円(H)
- 介護分・所得割額の独自控除：125万円(加入者全員の所得割額の独自控除の計算に用いる額の合計額)×0.0234＝29,250円(I)

国民健康保険料：(A+B－C)＋(D+E－F)＋(G+H－I)＝283,030円(10円未満切り捨て)

モデルケース5(世帯主25歳・配偶者22歳)

世帯主(給与収入200万円(給与所得132万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族1名(障害者控除の対象)有り、配偶者(収入無し)・障害者控除(本人)有り・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：132万円(所得)－43万円＝89万円

2. 所得割額の独自控除の計算に用いる額

- 世帯主：障害者控除の対象である扶養家族(86万円)×1人=86万円

3. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：89万円(加入者全員の「基礎となる所得額」の合計額)×0.0845=75,205円(A)
- 医療分・均等割額：45,570円×2人=91,140円(B)
- 医療分・所得割額の独自控除：86万円(加入者全員の所得割額の独自控除の計算に用いる額の合計額)×0.0845=72,670円(C)
- 支援金分・所得割額：89万円(加入者全員の「基礎となる所得額」の合計額)×0.0274=24,386円(D)
- 支援金分・均等割額：14,938円×2人=29,876円(E)
- 支援金分・所得割額の独自控除：86万円(加入者全員の所得割額の独自控除の計算に用いる額の合計額)×0.0274=23,564円(F)
- 医療分・減額：45,570円×0.2×2=18,228円(G)
- 支援金分・減額：14,938円×0.2×2=5,976円(H)
- 均等割額の独自控除：4,000円(I)

国民健康保険料：(A+B-C-G) + (D+E-F-H) -I=96,160円(10円未満切り捨て)

モデルケース6(世帯主72歳・配偶者70歳)

世帯主(年金収入300万円(年金所得190万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族1名有り、配偶者(年金収入100万円(年金所得0円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：190万円(所得)-43万円=147万円

2. 所得割額の独自控除の計算に用いる額

世帯主：障害者控除の対象でない扶養家族(33万円)×1人=33万円

3. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：147万円(加入者全員の「基礎となる所得額」の合計額)×0.0845=124,215円(A)
- 医療分・均等割額：45,570円×2人=91,140円(B)
- 医療分・所得割額の独自控除：33万円(加入者全員の所得割額の独自控除の計算に用いる額の合計額)×0.0845=27,885円(C)
- 支援金分・所得割額：147万円(加入者全員の「基礎となる所得額」の合計額)×0.0274=40,278円(D)
- 支援金分・均等割額：14,938円×2人=29,876円(E)
- 支援金分・所得割額の独自控除：33万円(加入者全員の所得割額の独自控除の計算に用いる額の合計額)×0.0274=9,042円(F)

国民健康保険料：(A+B-C) + (D+E-F) =248,580円(10円未満切り捨て)

モデルケース7(世帯主73歳・配偶者69歳)

世帯主(年金収入320万円(年金所得210万円))・障害者控除(本人)有り・扶養家族1名有り、配偶者(年金収入140万円(年金所得30万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：210万円(所得)-43万円=167万円
- 配偶者：30万円(所得)-43万円<0→0円

2. 所得割額の独自控除の計算に用いる額

- 世帯主：障害者控除(本人)有り(92万円)＋障害者控除の対象でない扶養家族(33万円)×1人＝125万円

3. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：167万円(加入者全員の「基礎となる所得額」の合計額)×0.0845＝141,115円(A)
- 医療分・均等割額：45,570円×2人＝91,140円(B)
- 医療分・所得割額の独自控除：125万円(加入者全員の所得割額の独自控除の計算に用いる額の合計額)×0.0845＝105,625円(C)
- 支援金分・所得割額：167万円(加入者全員の「基礎となる所得額」の合計額)×0.0274＝45,758円(D)
- 支援金分・均等割額：14,938円×2人＝29,876円(E)
- 支援金分・所得割額の独自控除：125万円(加入者全員の所得割額の独自控除の計算に用いる額の合計額)×0.0274＝34,250円(F)

国民健康保険料：(A+B-C) + (D+E-F) = 168,010円(10円未満切り捨て)

モデルケース8(世帯主38歳・子10歳・子5歳(未就学児))

世帯主(給与収入300万円(給与所得202万円))・寡婦控除有り・扶養家族2名有り、子(二人とも収入無し)

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：202万円(所得)－43万円＝159万円

2. 所得割額の独自控除の計算に用いる額

- 世帯主：寡婦控除有り(92万円)＋障害者控除の対象でない扶養家族(33万円)×2人＝158万円

3. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：159万円(加入者全員の「基礎となる所得額」の合計額)×0.0845＝134,355円(A)
- 医療分・均等割額：45,570円×3人＝136,710円(B)
- 医療分・子ども減額額：45,570円×0.5×1人＝22,785円(C)
- 医療分・所得割額の独自控除：158万円(加入者全員の所得割額の独自控除の計算に用いる額の合計額)×0.0845＝133,510円(D)
- 支援金分・所得割額：159万円(加入者全員の「基礎となる所得額」の合計額)×0.0274＝43,566円(E)
- 支援金分・均等割額：14,938円×3人＝44,814円(F)
- 支援金分・子ども減額額：14,938円×0.5×1人＝7,469円(G)
- 支援金分・所得割額の独自控除：158万円(加入者全員の所得割額の独自控除の計算に用いる額の合計額)×0.0274＝43,292円(H)
- 医療分・減額：45,570円×0.2×2人(未就学児以外の加入者)＝18,228円(I)
- 医療分・減額(子ども減額対象)：45,570円×0.2×0.5×1人(未就学児の加入者)＝4,557円(J)
- 支援金分・減額：14,938円×0.2×2人(未就学児以外の加入者)＝5,976円(K)
- 支援金分・減額(子ども減額対象)：14,938円×0.2×0.5×1人(未就学児の加入者)＝1,494円(L)
- 均等割額の独自控除：2,000円×3人＝6,000円(M)

国民健康保険料：(A+B-C-D-I-J) + (E+F-G-H-K-L) - M = 116,130円(10円未満切り捨て)

モデルケース9(世帯主45歳・配偶者42歳・子12歳)

世帯主(事業所得276万円)・障害者控除(本人)無し・扶養家族1名有り、配偶者(給与収入380万円(給与所得260万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し、子(収入無し)

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：276万円(所得)－43万円＝233万円

- 配偶者：260万円(所得)－43万円＝217万円

2. 所得割額の独自控除の計算に用いる額

- 世帯主：障害者控除の対象でない扶養家族×1人＝33万円

- 配偶者：0円（該当する独自控除はなし）

3. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：450万円(加入者全員の「基礎となる所得額」の合計額)×0.0845＝380,250円(A)

- 医療分・均等割額：45,570円×3人＝136,710円(B)

- 医療分・所得割額の独自控除：33万円（加入者全員の所得割額の独自控除の計算に用いる額の合計額）×0.0845＝27,885(C)

- 支援金分・所得割額：450万円(加入者全員の「基礎となる所得額」の合計額)×0.0274＝123,300円(D)

- 支援金分・均等割額：14,938円×3人＝44,814円(E)

- 支援金分・所得割額の独自控除：33万円（加入者全員の所得割額の独自控除の計算に用いる額の合計額）×0.0274＝9,042(F)

- 介護分・所得割額：450万円(40歳から64歳の加入者の「基礎となる所得額」の合計額)×0.0234＝105,300円(G)

- 介護分・均等割額：15,893円×2人(40歳から64歳の加入者)＝31,786円(H)

- 介護分・所得割額の独自控除：33万円（加入者全員の所得割額の独自控除の計算に用いる額の合計額）×0.0234＝7,722(I)

国民健康保険料：(A+B-C) + (D+E-F) + (G+H-I) = 777,510円(10円未満切り捨て)

モデルケース 10（38歳の単身世帯）

世帯主(上場株式等の課税譲渡所得（申告分離課税）200万円・上場株式等の譲渡損失による繰越控除100万円)・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：200万円(所得)－100万円(繰越控除)－43万円＝57万円

2. 所得割額の独自控除の計算に用いる額

- 世帯主：0円（該当する独自控除はなし）

2. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：57万円(基礎となる所得額)×0.0845＝48,165円(A)

- 医療分・均等割額：45,570円×1人＝45,570円(B)

- 支援金分・所得割額：57万円(基礎となる所得額)×0.0274＝15,618円(C)

- 支援金分・均等割額：14,938円×1人＝14,938円(D)

国民健康保険料：A+B+C+D＝124,290円（10円未満切り捨て）